



太陽光発電設備の設置・運用に関する制度概要

山口市環境部環境政策課

背景

全国の状況

- ・平成24年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以降F I T制度）により、全国で太陽光発電設備の導入が進む
- ・F I T制度では、周辺住民への説明や環境への配慮事項を取りまとめた国のガイドラインの遵守が義務付けられている
- ・F I T制度の買取価格の低下に伴い、同制度を活用しない太陽光発電設備（以降非F I T）が増加している中で、非F I Tは、上記ガイドラインの努力義務に留まっている
- ・そのため、太陽光発電事業者と地域とのトラブルが増加し、設置工事時や維持管理に関して相談が増加している
- ・こうした中で、太陽光発電設備の設置等に関して条例により規制をかける自治体が増加している
（全国で311条例（都道府県9、市町村302）、県内で4条例（美祢市、下関市、岩国市、防府市）、1要綱（宇部市））

本市の状況

- ・近年の設置状況は、非F I Tがほとんどである
- ・設置件数の多い地域を中心に相談が増加している

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
F I T					2	2
非F I T	96	51	48	70	72	64

開発行為の届出件数

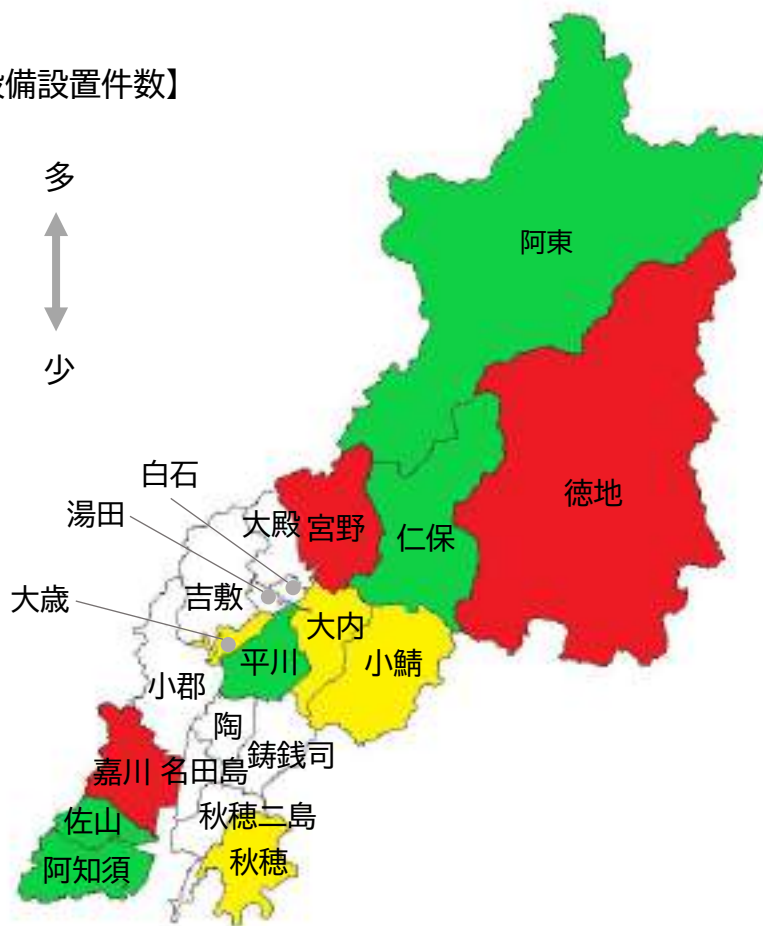
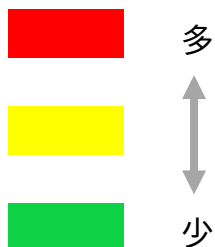
本市においても太陽光発電設備の設置・運用に関する問題に対応するため、
条例を含めたルールづくりを検討する必要がある

本市内の太陽光発電設備設置・トラブル発生状況

【設置件数（開発行為の届出件数（令和1～6年度））】

地域	嘉川	徳地	宮野	大内	小鯖	秋穂	大歳	阿東	佐山	平川	阿知須	仁保
件数	94	72	57	34	31	27	21	16	12	11	7	6

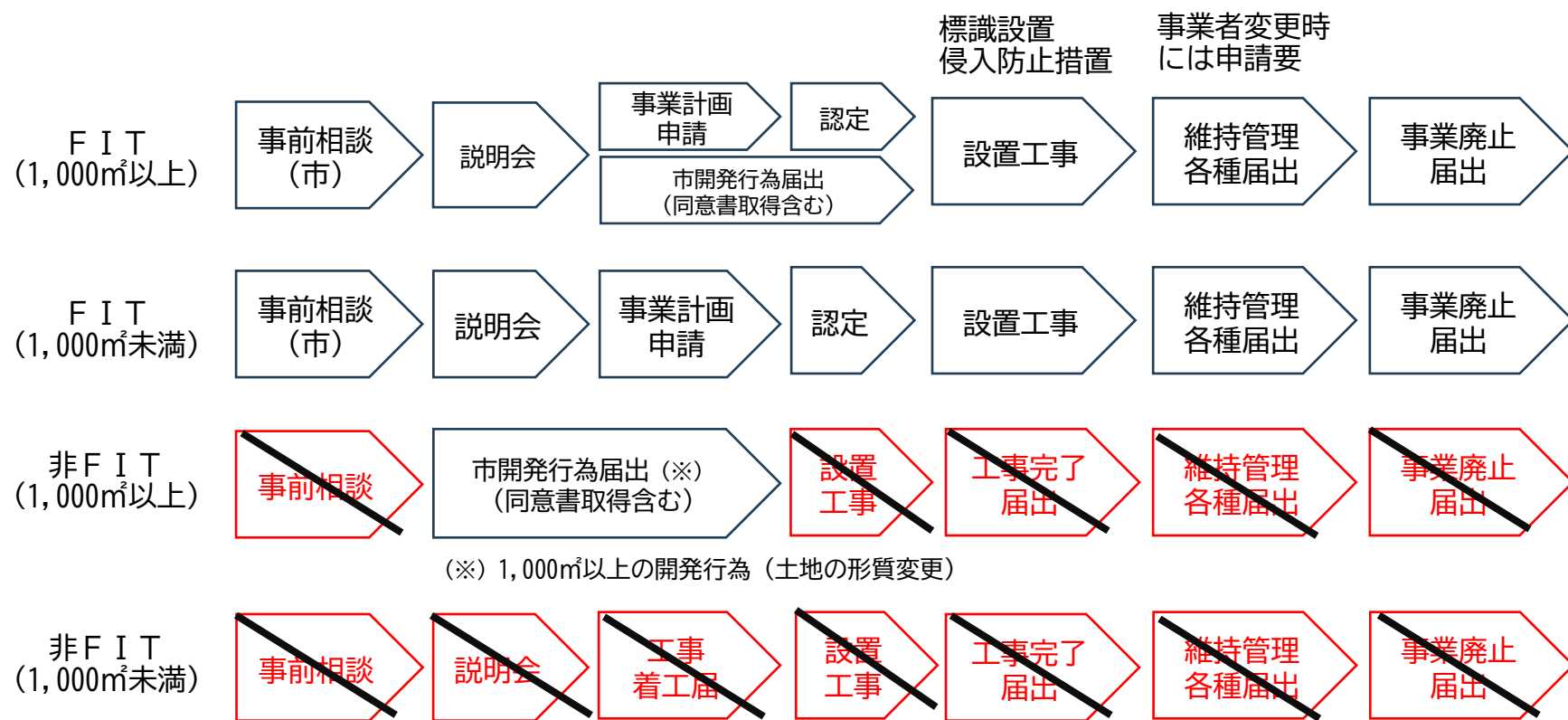
【太陽光発電設備設置件数】



【トラブル発生件数（傾向）】

- ①設置件数が多いエリア
→宮野・嘉川・秋穂・徳地
- ②市街地や住宅が多いエリア
→吉敷・大歳・小郡

現状の手続フロー



- ・ 非FIT (1,000㎡以上) は、設置時には事業者が把握できるものの、設置後の事業者変更、維持管理は把握できない
- ・ 非FIT (1,000㎡未満) は、全てのフローにおいて、届出等が不要のため、状況が把握できない

トラブル対応事例

・相談内容（嘉川地域）

近隣住民から維持管理（草刈）等がされておらず、事業者には連絡したいが、連絡先が記載された標識もなく連絡ができない

【対応前】



【対応後】



【市の対応】

1. 現地確認、F I T制度確認（国のシステム）

【F I T制度該当】

①維持管理
②標識未設置



F I T制度違反
（F I T認定取消）

2. 上記の旨を市から連絡し、対応を依頼



F I T制度に認定された設備であれば、設置後の事業者の把握や、適切な維持管理を促すことが可能

地域・事業者ヒアリング（地域における太陽光発電設備の設置・運用に係るトラブルの現状把握や課題整理）

1. 地域からの主な意見（太陽光発電設備の設置が多い地域等を対象（仁保・小鯖・大内・宮野・大歳・嘉川・秋穂・徳地））

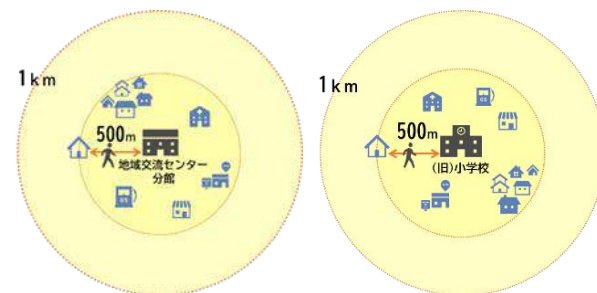
- ・設置に関して、事前説明がない、説明時期が遅い
- ・維持管理の不備（草刈・清掃・標識・排水・土砂流出等）
- ・標識の未設置や事業者変更などで、連絡ができない
- ・事業終了後の設備放置の懸念 など
- ・山口市農山村エリア居住促進計画の「地域拠点形成促進区域」（※）において、地域として宅地誘導を進めており、こうした地域づくりや環境に配慮した太陽光発電設備の設置に関するルールづくりをしてほしい【移動市長室（仁保地域）】

（※）「地域拠点形成促進区域」のイメージ

地域交流センター・小学校を中心とした概ね半径500m（上限1km）の範囲

2. 事業者からの意見（本市への太陽光発電設備の設置実績が多い事業者を対象）

- ・事業はほとんど非FITで展開
- ・開発行為の届出は他の自治体と比較して煩雑（隣接地権者の同意書取得は負担）
- ・説明会の開催は、周辺住民の不安が解消されることもある
- ・事業計画説明時に設置（土地の買取）を依頼されるケースも多い など



環境審議会における主な意見

- ・太陽光発電設備の規模に関わらず、事業計画段階から廃棄に至るまでの事業者を把握できる仕組みの構築が必要
- ・FIT制度のように住民説明会などの地域とのコミュニケーションのもとで事業を進めるべき
- ・維持管理が適切にされるという前提ならば、耕作放棄地などの有効活用につながるのではないか
- ・市としての管理体制を考慮した制度設計が必要 など

解決すべき主な課題

- ・ 事業者と市民が早期に意見交換等できる制度（仕組み）づくり
- ・ 事業者の的確な把握
- ・ 太陽光発電設備、施設の適正な維持管理
- ・ 太陽光発電事業を実施すべきでない区域の明確化
- ・ 太陽光発電設備の適正な処分の確保 など



こうした課題の解決につながる制度を作ること、

「再エネの普及促進」と「安全安心で快適に暮らせるまちの実現」を目指す

本日審議していただきたい内容

課題の解決や目指すまちの実現につながる制度となっているか

①手続きや規制の設定基準

②実施すべきでない区域の範囲

制度の方向性

①全ての設備に関してF I T制度と同水準の手続きや規制を設定

- ・ 周辺住民への説明会の必須化による地域と事業者とのコミュニケーションの円滑化
- ・ 各種届出（着工・完了・事業者変更・廃止等）による事業者の把握

②まちづくりの方向性を踏まえた許可区域の設定を検討

- ・ 居住誘導を図る区域（※）への設置を抑制

（※）住宅や日常生活を支える生活関連機能が既に集積している、または集積を図る区域



市民の生活環境に関する既存条例（※）を改正することで対応

（※）山口市の生活環境の保全に関する条例

目的：市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

制度の骨子

1. 対象設備

発電出力10kW以上の太陽光発電設備（建築物への設置及び営農型太陽光発電設備は対象外）

2. 事業者を求める手続き等

①許可区域以外（届出制）

・赤部分は本制度により事業者に新しく手続きを課すものであり、FIT制度と同水準の設定



課題との関連

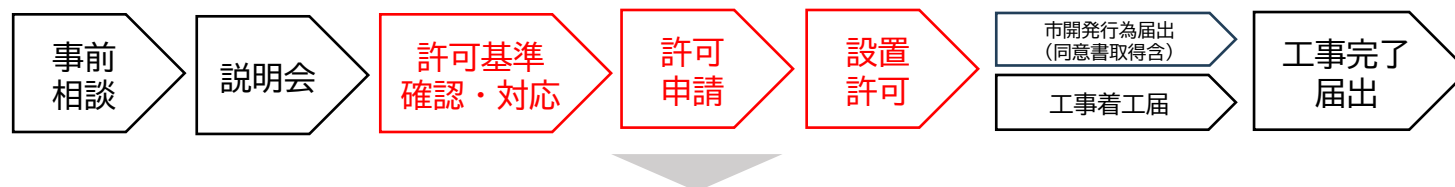
- ・事業者及び情報の把握
- ・事業者と市民が早期に意見交換できる仕組み

- ・事業者の把握
- ・適正な維持管理
- ・適正な処分の確保

制度の骨子

②許可区域（許可制）

- ・許可区域以外での手続きに加えて、F I T・非F I T、開発の範囲に関わらず、許可申請の手続きを課す



課題との関連

- ・事業を実施するべきでない区域の明確化

3. 許可区域設定の考え方

- ・許可申請を求めるのは、以下の居住誘導を図る区域とし、当該区域において設備設置の抑制を図る
 - ①山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画における「基幹ネットワーク沿線居住エリア」
 - ②山口市農山村エリア居住促進計画における「地域拠点形成促進区域」
- ・災害関連などのその他の区域については、ほとんどが他の関係法令等で規制等がされているため、本制度で重複して規制は行わない（事前相談時に設置事業者において、国や県、市の所管課に確認を行うように促す）

【その他の区域】

- ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・砂防指定地 ・土砂災害特別警戒区域及び警戒区域
- ・保安林 ・地域森林計画の区域 ・自然公園区域 ・緑地環境保全地域 ・河川保全区域 ・鳥獣保護区
- ・農業振興地域の農用地区域 ・景観計画区域 ・埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物の所在区域 など

制度の骨子

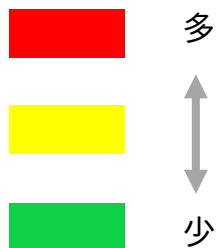
4. 許可区域図

①山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画における「基幹ネットワーク沿線居住エリア」

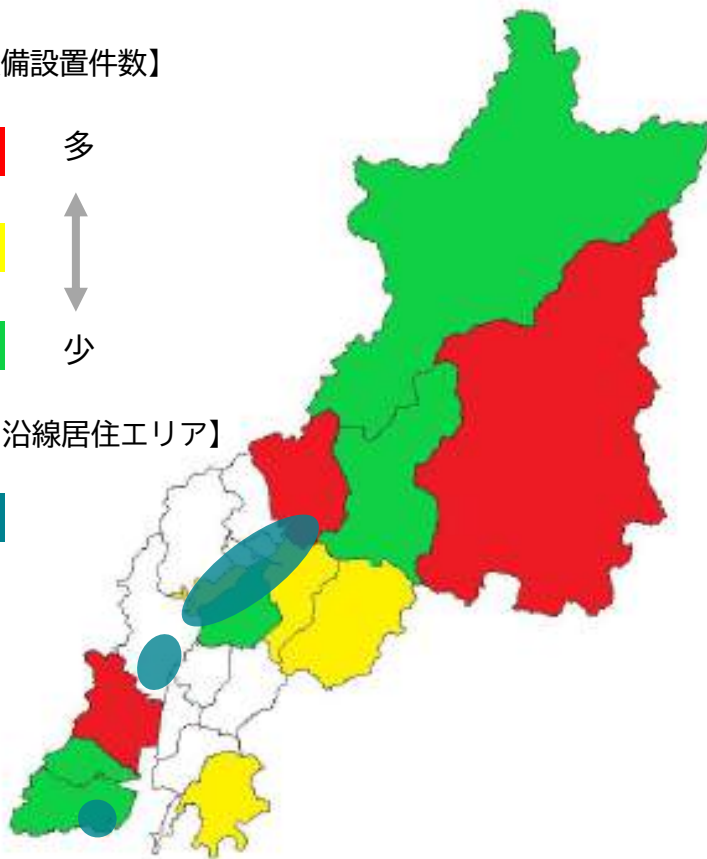
・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画

都市再生特別措置法に基づく法定計画で、土地利用の考え方や、居住・都市機能を誘導するエリア等を定めた計画

【太陽光発電設備設置件数】



【基幹ネットワーク沿線居住エリア】



・基幹ネットワーク沿線居住エリア

一定の都市基盤や医療・福祉施設、商業施設等が整い、
徒歩で基幹ネットワークへアクセスできるエリア

①市中心部（大殿・白石・湯田・大内・宮野・吉敷・
平川・大歳地域の一部）

②新山口駅周辺（小郡地域の一部）

③阿知須駅周辺（阿知須地域の一部）



特に人口が集積したエリアにおいては、
太陽光発電設備の設置を抑制

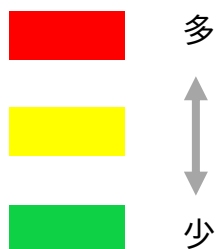
制度の骨子

②山口市農山村エリア居住促進計画における「地域拠点形成促進区域」

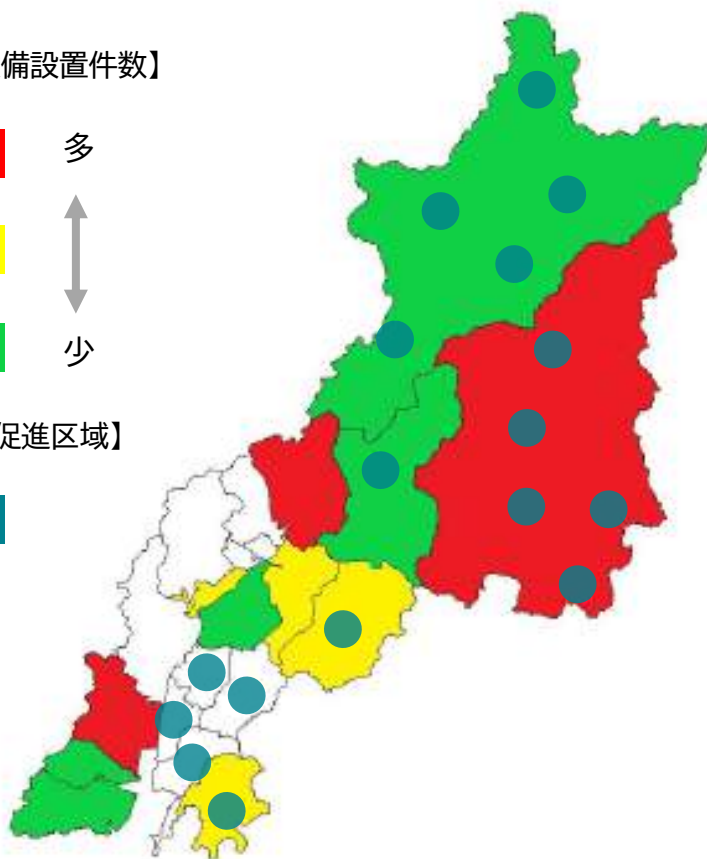
・山口市農山村エリア居住促進計画

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画を踏まえた任意計画で、人口減少が進む9地域（仁保、小鯖、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域）において、居住促進の考え方等を定めた計画

【太陽光発電設備設置件数】

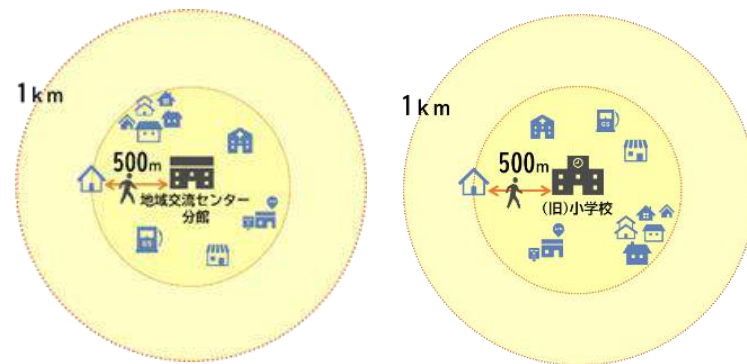


【地域拠点形成促進区域】



・地域拠点形成促進区域

住宅建設等を促進しつつ、一定の人口が維持されることで、生活関連機能の維持・確保を図るエリア



今後の人口（住宅）の集積を想定し、
太陽光発電設備の設置を抑制

制度の骨子

5. 許可基準

- ・ 許可区域内は、居住誘導を図っていくため、設備の設置を原則禁止とするが、許可基準を満たせば、設置を可能とする。
- ・ 許可基準内容（例）
 - ①地域代表団体との合意 （まちづくり・地域づくりの方向性や地域との調和）
 - ②損害賠償保険への加入 （設備により第三者に被害が生じた際の補償）
 - ③年間維持管理契約 （適正な維持管理）
 - ④土地所有者との連帯保証契約 （事業終了後の責任の所在の明確化）
 - ⑤設備廃棄費用積立 （事業終了後の設備放置に対するリスク回避） など



こうした許可基準を設けることで、結果的には、区域内における設置抑制とともに、
設置された場合でも地域とのトラブルの抑制につながる

【懸念】

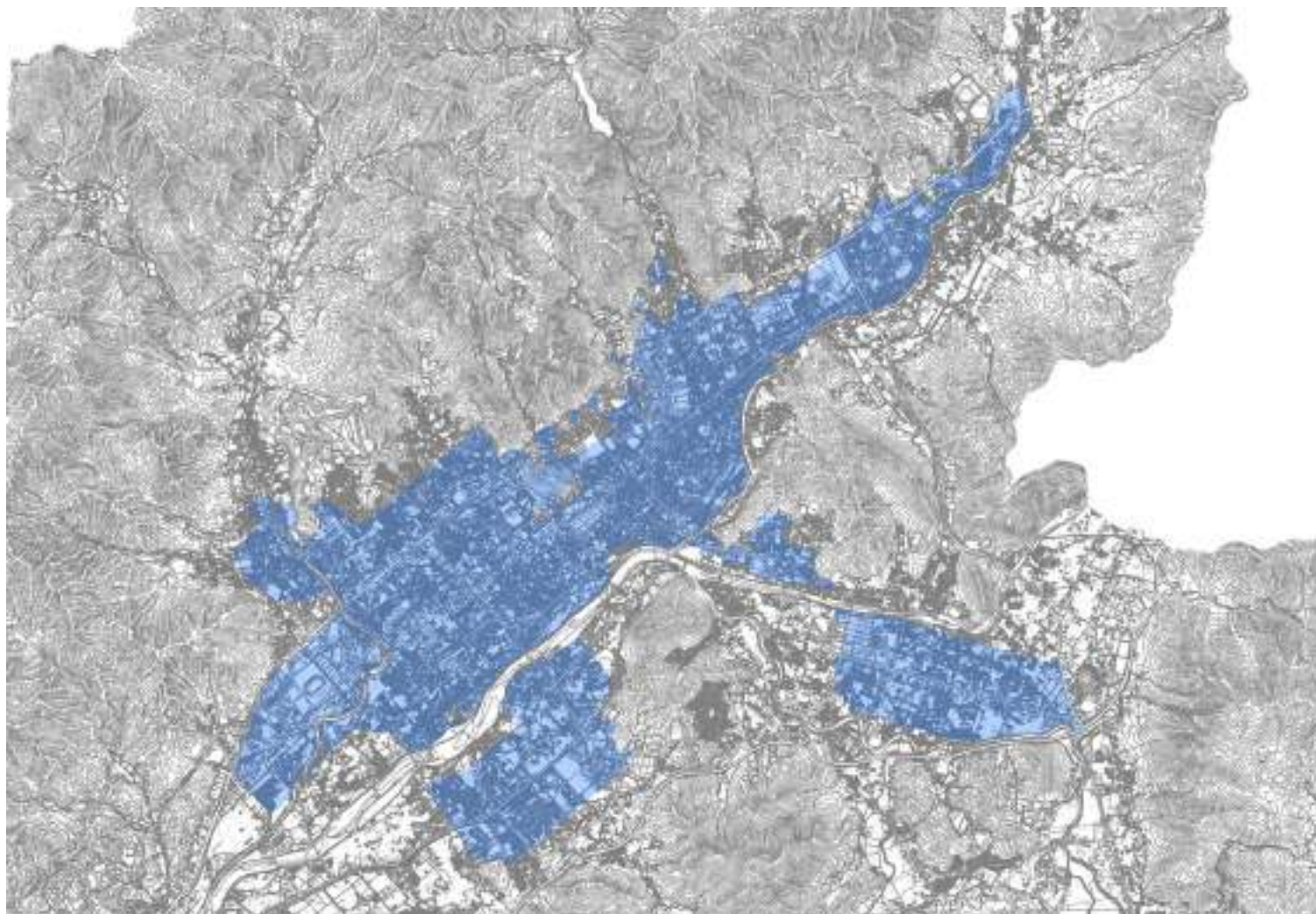
個人の財産権は考慮する必要がある、内容によっては、市や地域団体に対する訴訟のリスクもあるため、
許可区域の区域設定や基準内容については慎重な検討が必要

参考（県内における太陽光発電設備に関する条例）

	1	2	3	4	5
	美祢市	宇部市	下関市	岩国市	防府市
条例 (要綱)	美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例	宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱	下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例
公布日	平成30年3月26日		令和4年12月21日	令和5年12月25日	令和6年10月7日
施行日	平成30年5月1日	令和2年4月1日	令和5年7月1日	令和6年1月1日	令和7年4月1日
対象事業	・1,000㎡＋注視区域 ・抑制区域 ・5,000㎡以上	10kW以上(事業用)	10kW以上(事業用、建物設置を除く)	500kW以上(工業地域等での事業を除く)	10kW以上(事業用、建物設置を除く、※FIT、FIP含む)
事前協議	－	必須	必須	工事着手120日前まで	必須
住民説明	設置届出前に説明会	原則説明会	説明会	説明会	説明会
設置届出	工事開始30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで
標識等	必須	必須	必須	必須	必須
完了確認	完了届	完了届	完了届	完了届	事業開始届出
指導等	指導又は助言	指導及び助言	指導、助言及び勧告	指導、助言及び勧告	助言又は指導、勧告
区域	注視区域:土砂災害警戒区域 抑制区域:土砂災害特別警戒区域	－	－	抑制区域: 災害関連区域、 自然環境保全区域 等	－

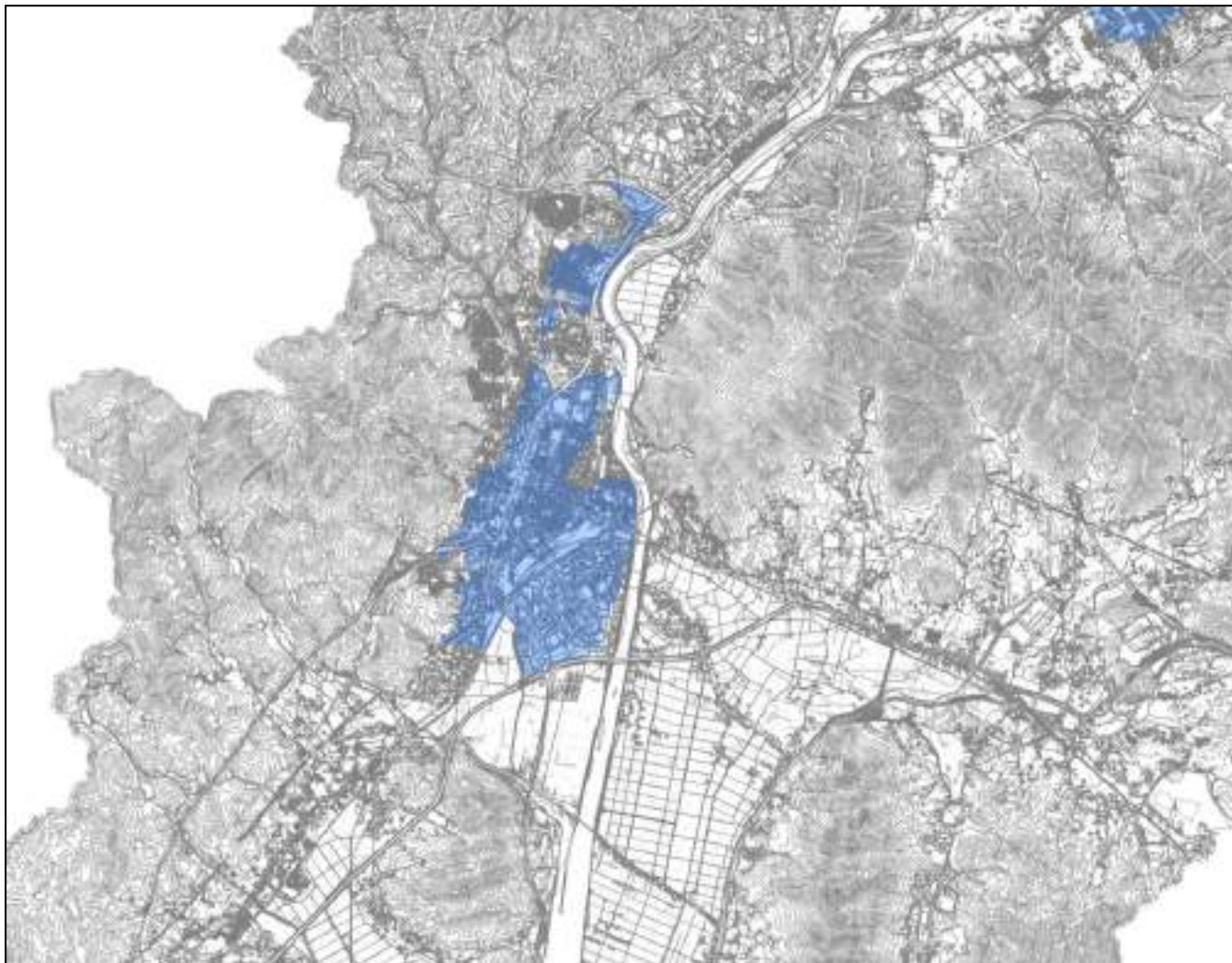
参考（基幹ネットワーク沿線居住エリア）

①市中心部（大殿・白石・湯田・大内・宮野・吉敷・平川・大歳地域の一部）



参考（基幹ネットワーク沿線居住エリア）

②新山口駅周辺（小郡地域の一部）



参考（基幹ネットワーク沿線居住エリア）

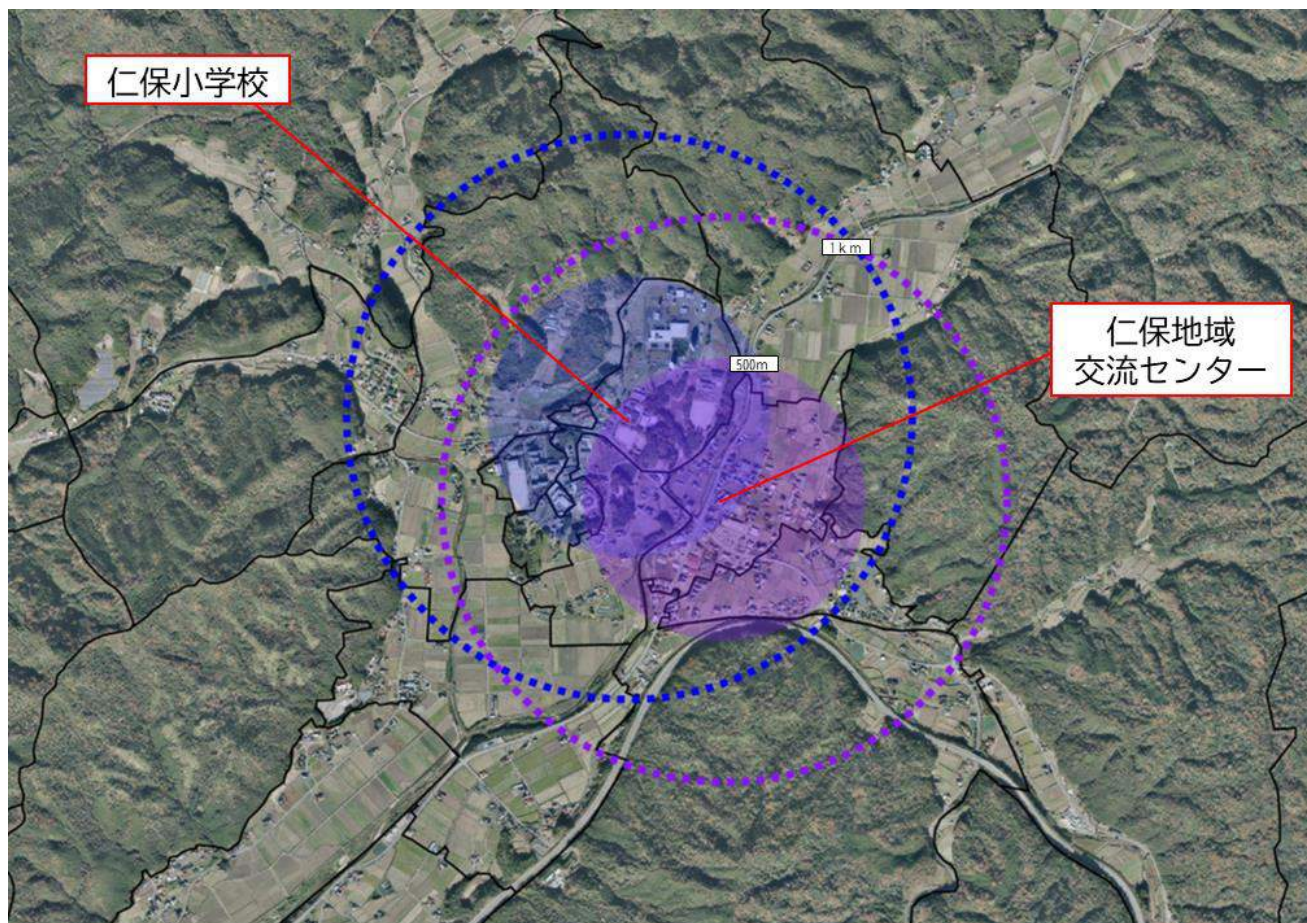
③阿知須駅周辺（阿知須地域の一部）



参考（地域拠点形成促進区域）

①仁保地域

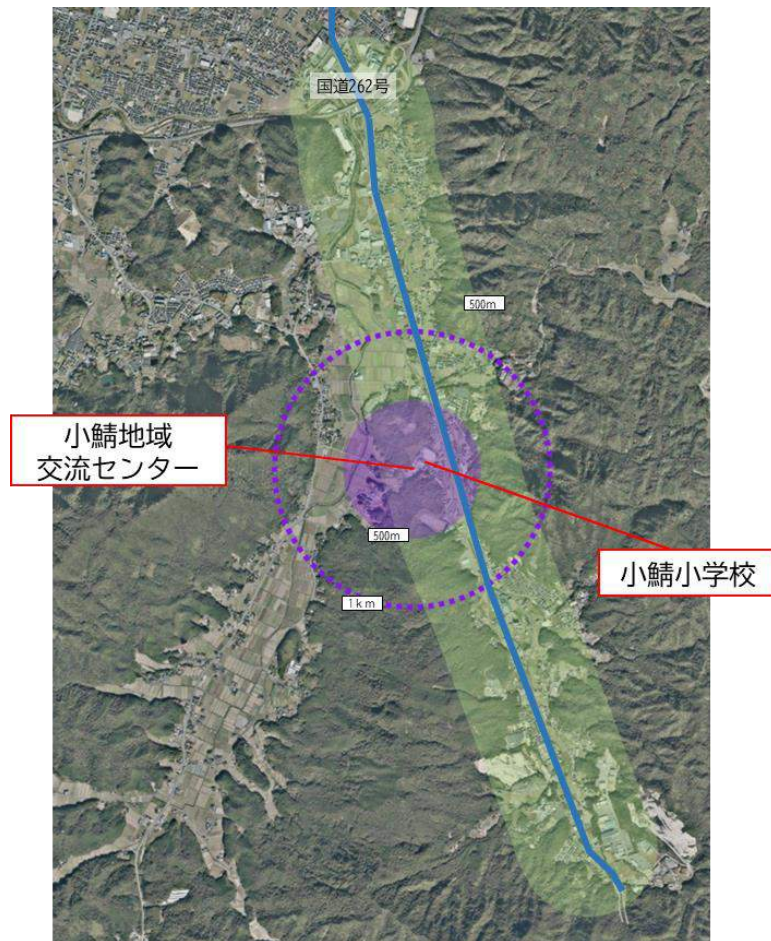
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



参考（地域拠点形成促進区域）

②小鯖地域

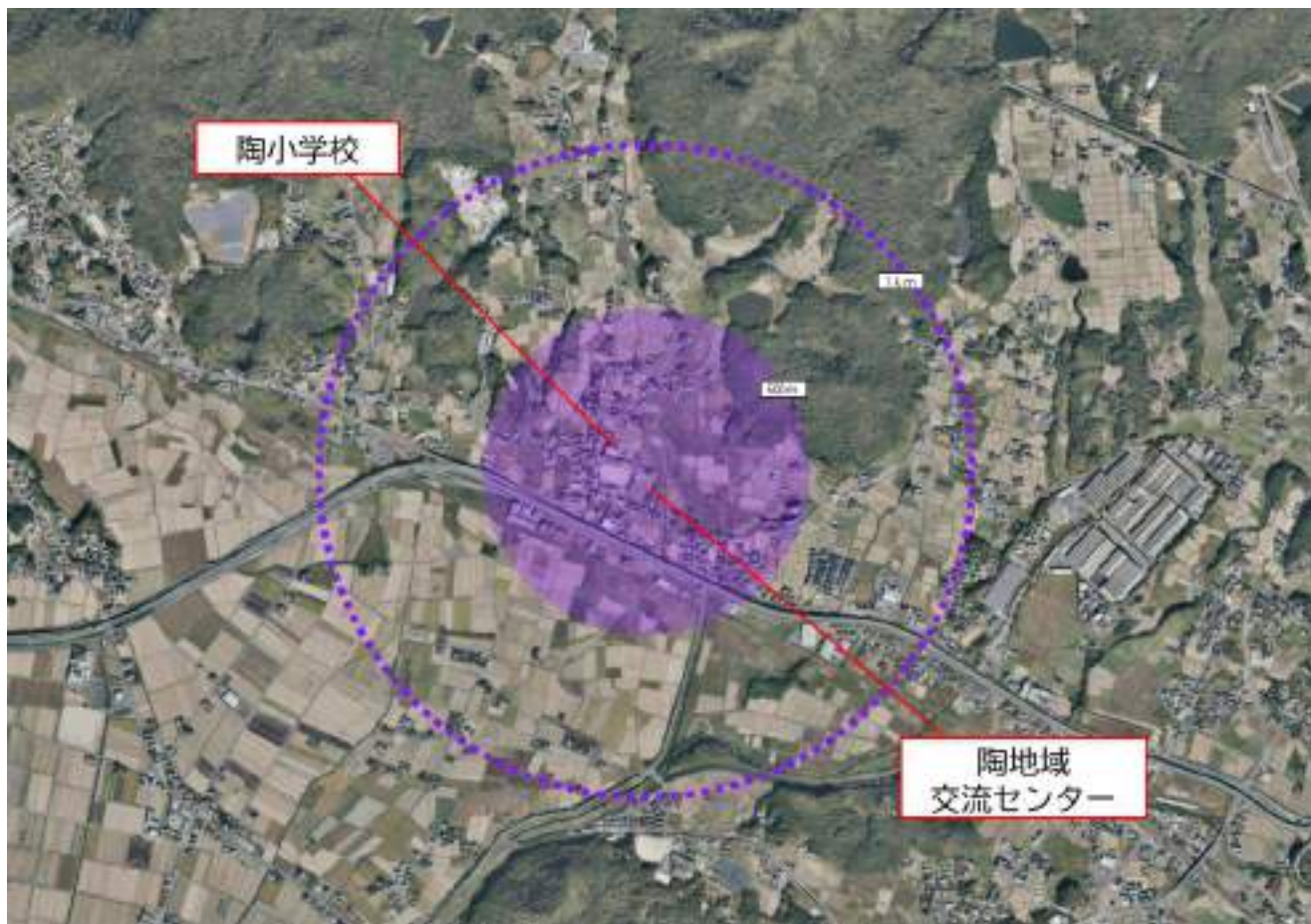
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）
 主要なバス路線（日30本以上の運行頻度のバス路線）である幹線道路から概ね500mの範囲



参考（地域拠点形成促進区域）

③陶地域

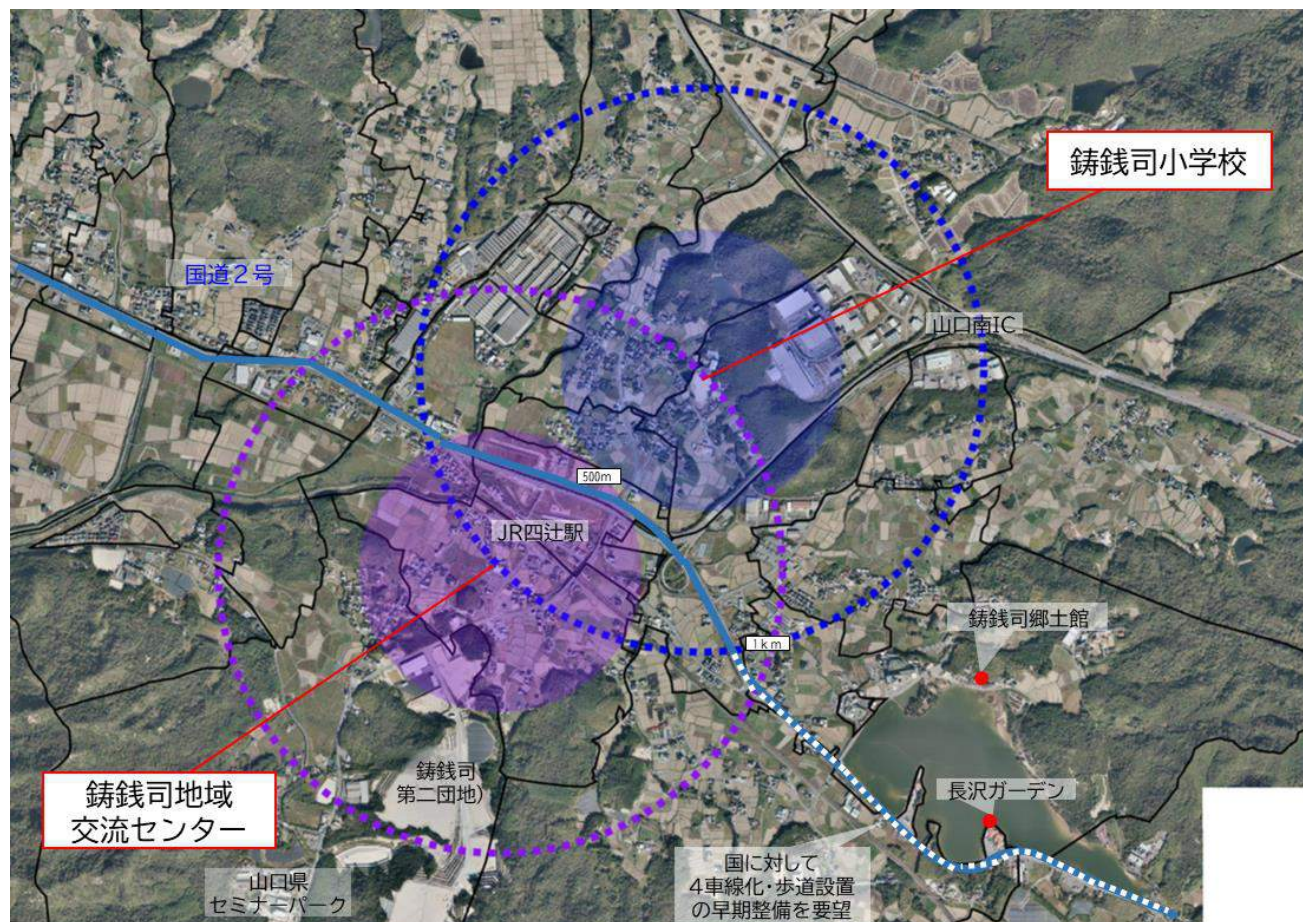
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



参考（地域拠点形成促進区域）

④ 鑄銭司地域

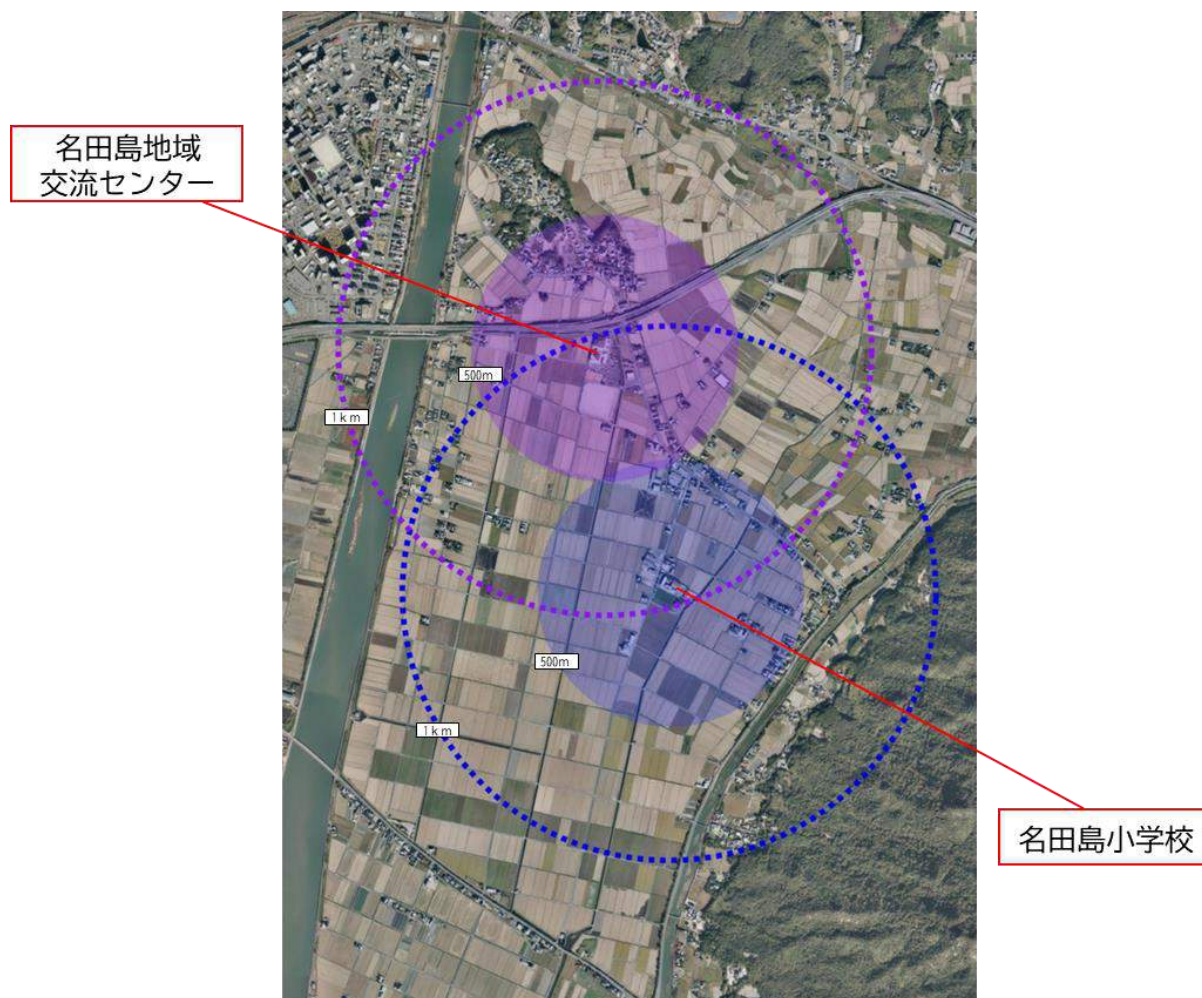
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



参考（地域拠点形成促進区域）

⑤名田島地域

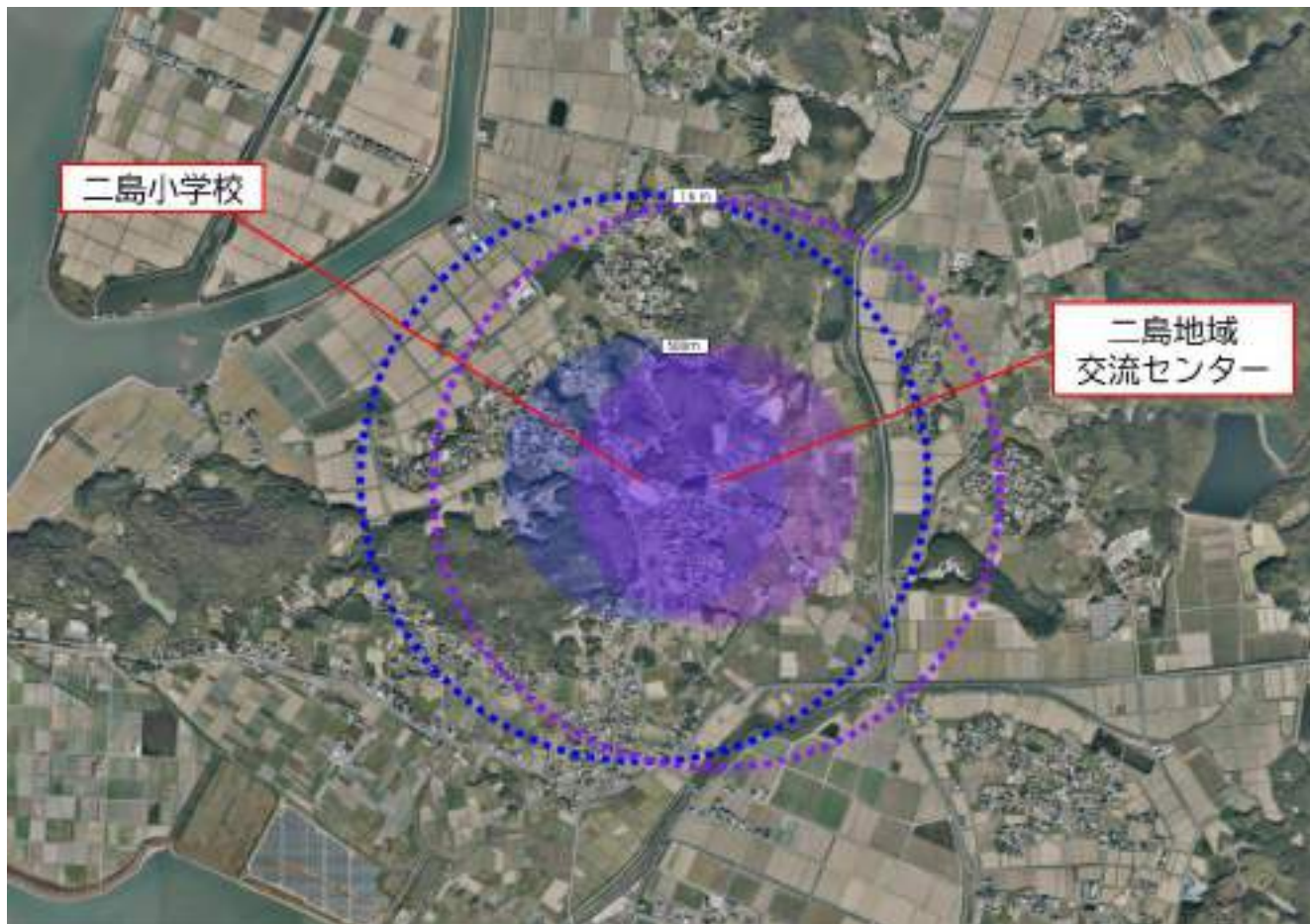
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



参考（地域拠点形成促進区域）

⑥秋穂二島地域

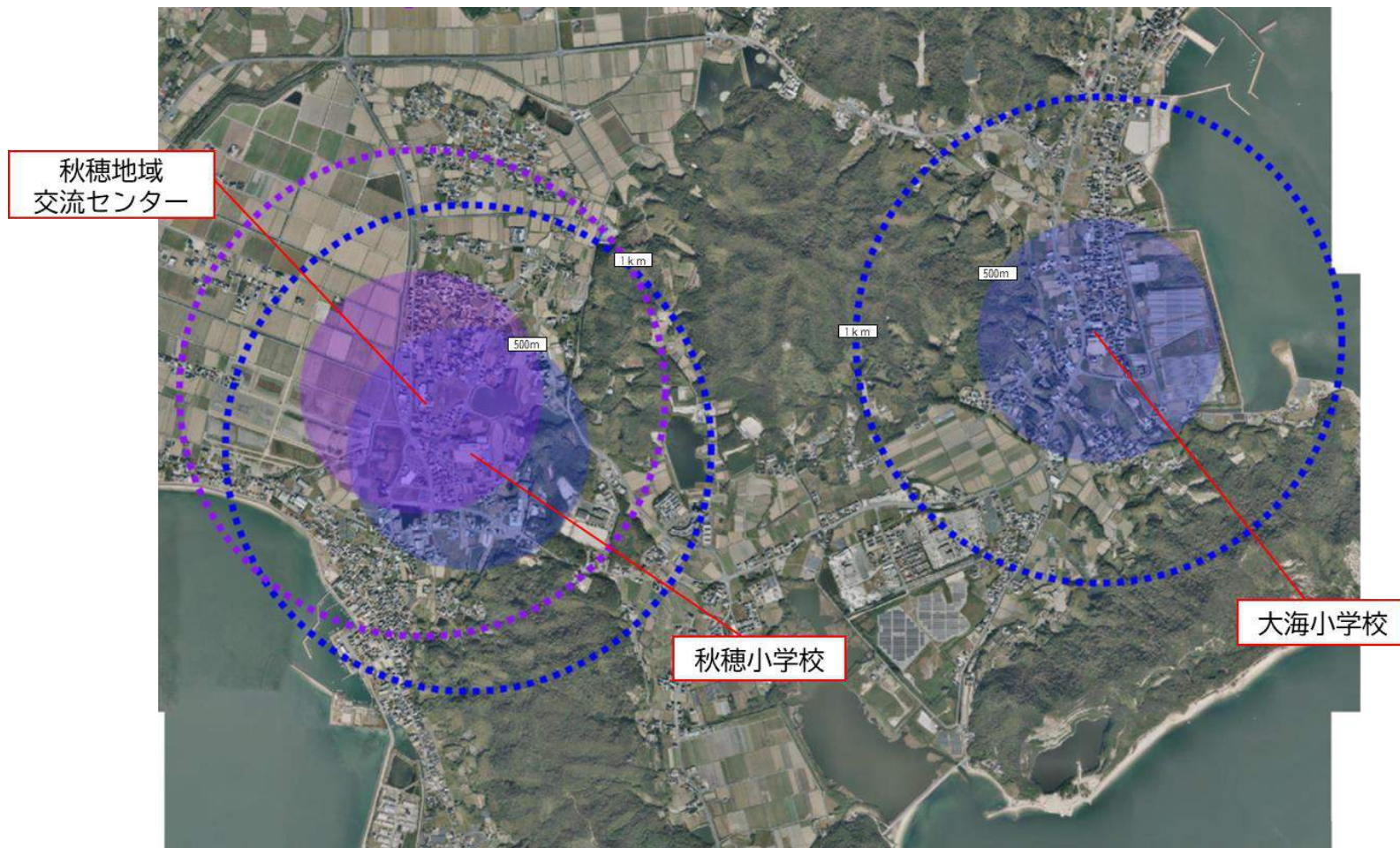
地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



参考（地域拠点形成促進区域）

⑦秋穂地域

地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

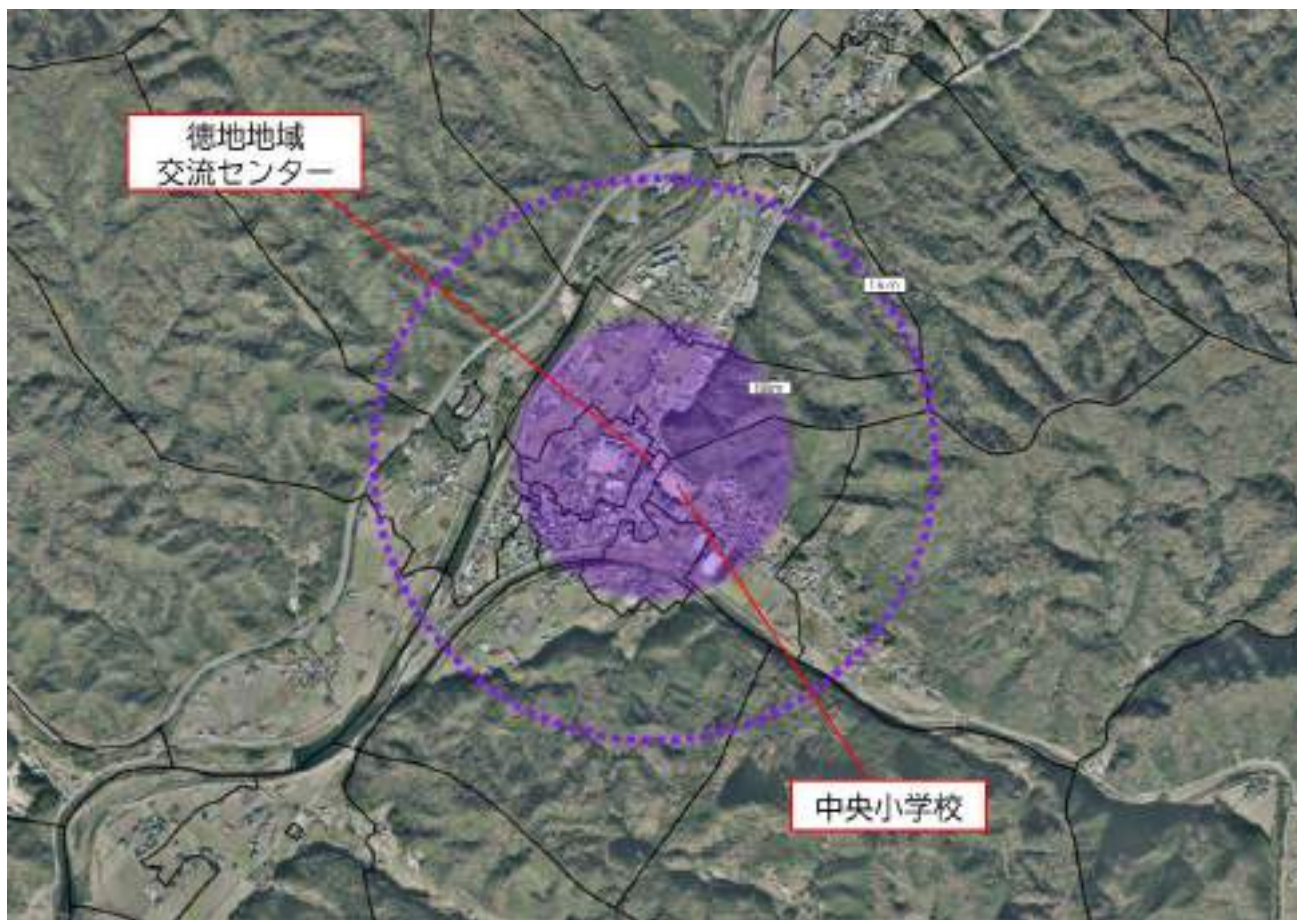


参考（地域拠点形成促進区域）

⑧徳地地域

【堀地区】

地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

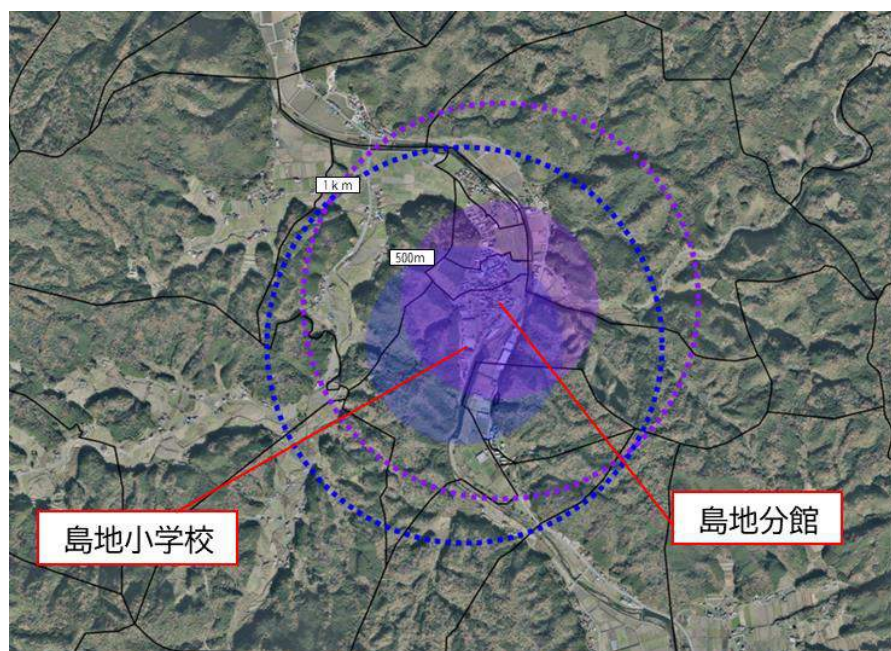


参考（地域拠点形成促進区域）

⑧徳地地域

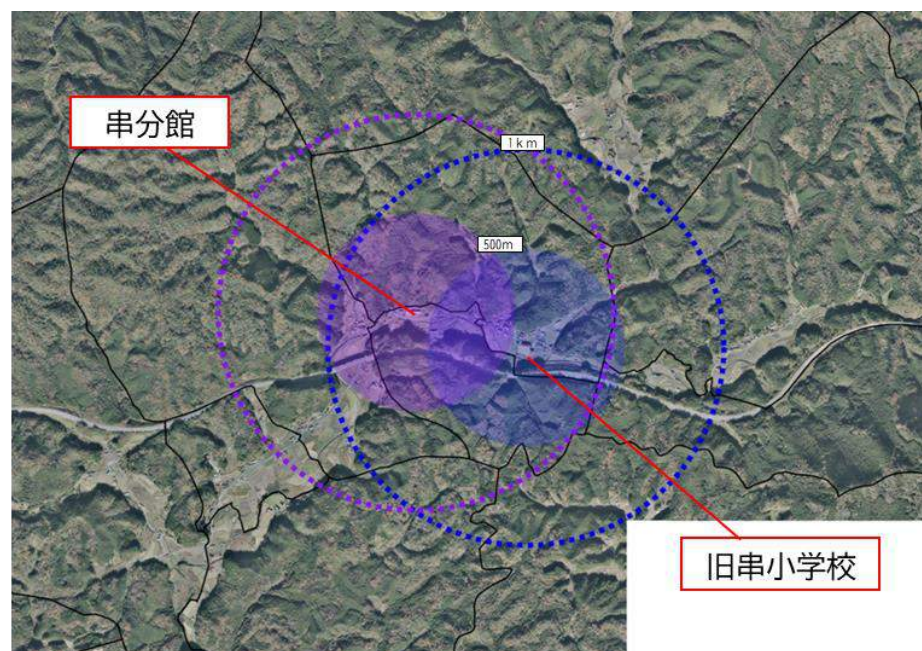
【島地地区】

分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



【串地区】

分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

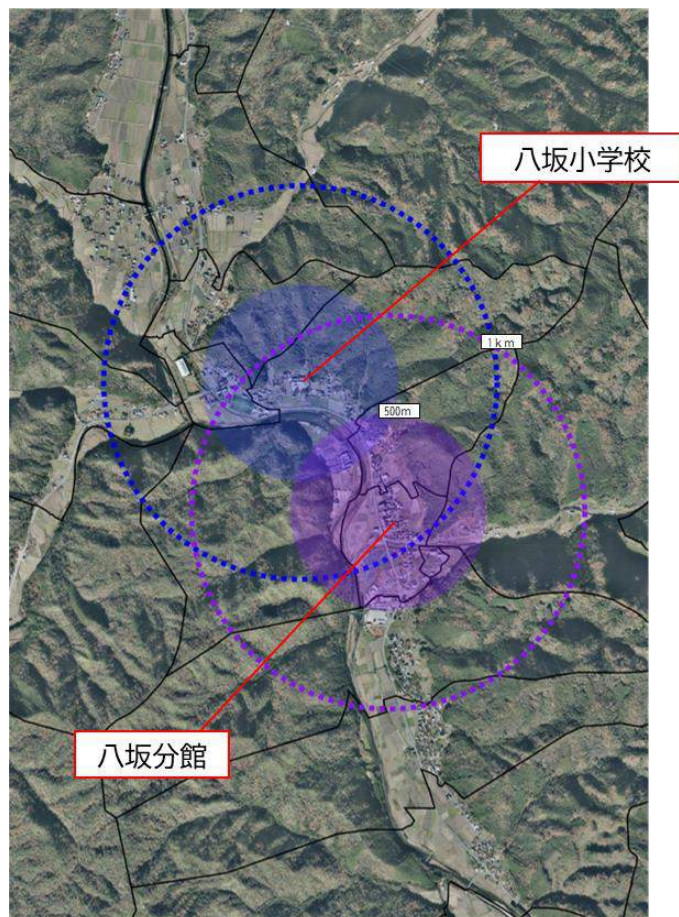


参考（地域拠点形成促進区域）

⑧徳地地域

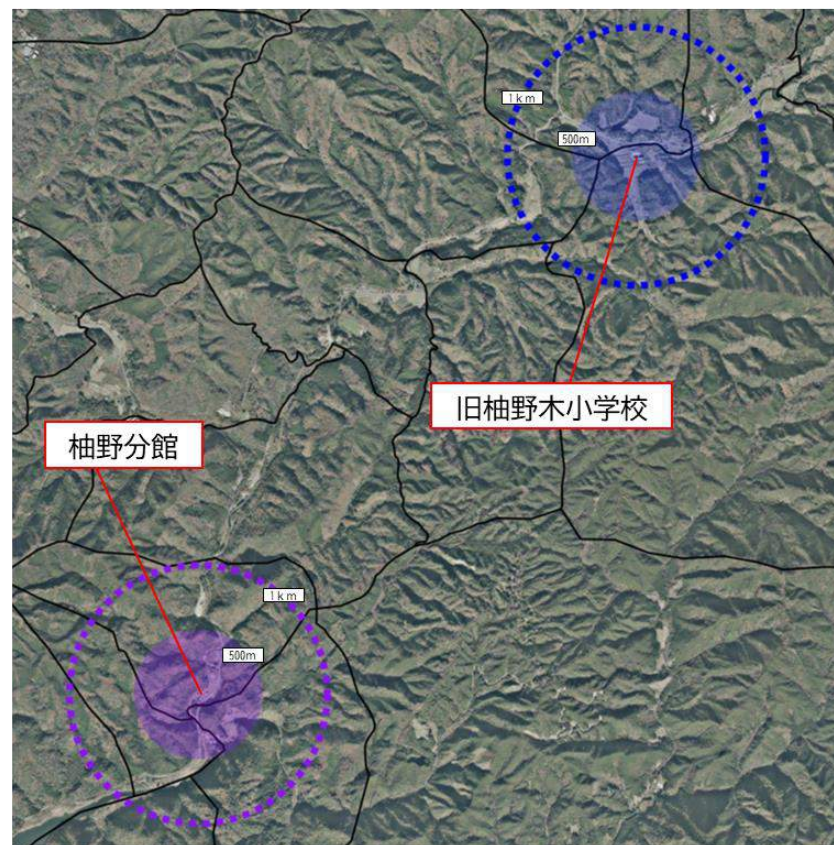
【八坂地区】

分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



【柚野地区】

分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

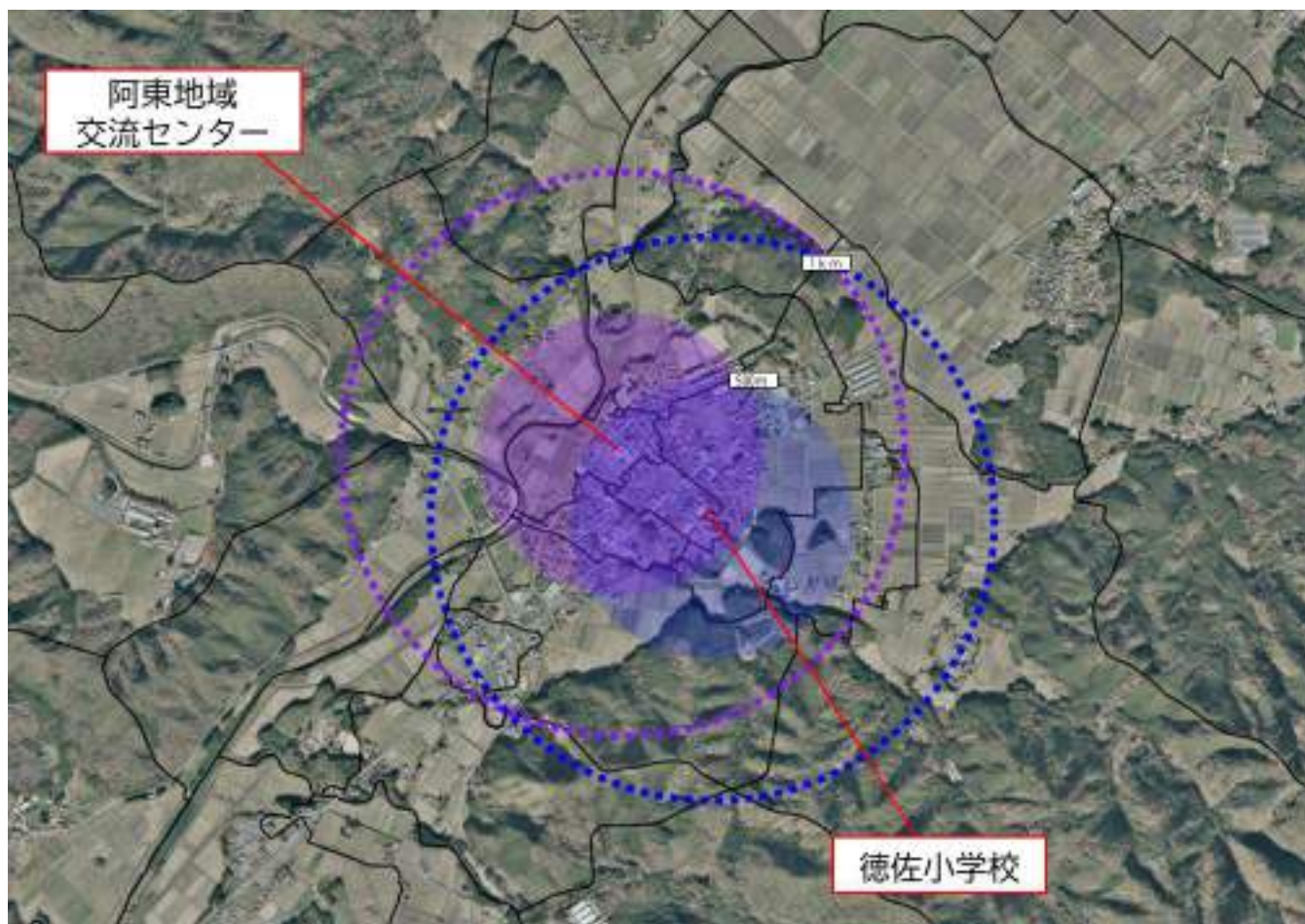


参考（地域拠点形成促進区域）

⑨阿東地域

【徳佐地区】

地域交流センター、小学校を中心とした概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



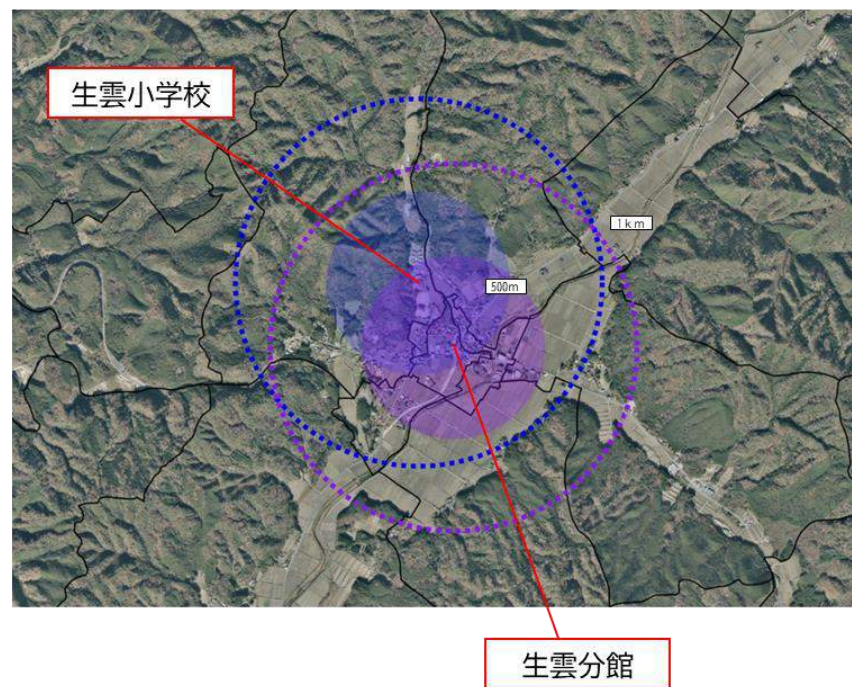
参考（地域拠点形成促進区域）

⑨阿東地域

【篠生地区】
分館を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



【生雲地区】
分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

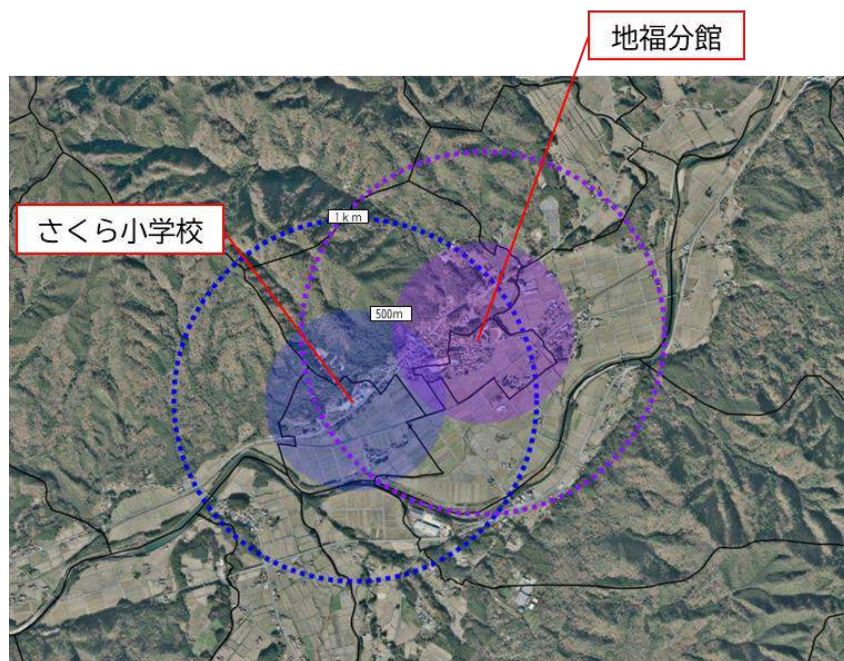


参考（地域拠点形成促進区域）

⑨阿東地域

【地福地区】

分館、小学校を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）



【嘉年地区】

分館を中心とした
概ね半径500mの範囲（最大半径1km）

